

有価証券報告書等の記載事項等に関する改正案の公表 ーコーポレートガバナンス改革の課題への対応ー

西山 賢吾

■ 要 約 ■

1. 金融庁は11月2日、「企業内容等の開示に関する内閣府令」の改正案を公表した。12月3日の12時までパブリックコメントを募集する。
2. 今回は、6月のコーポレートガバナンス・コードの改訂過程での議論や、同月に公表された金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループの提言内容などを踏まえ、有価証券報告書等で開示が求められている『コーポレート・ガバナンスの状況等』の記載内容を中心に改正するものである。
3. 今回の主要な改正点は、(1)財務情報及び記述情報の充実(2)建設的な対話の促進に向けた情報の提供、(3)情報の信頼性・適時性の確保に向けた取組、である。適用時期は、(2)が2019年3月31日以後に終了する事業年度に係る有価証券報告書等から、そして、(1)、(3)は2020年3月31日以後に終了する事業年度に係る有価証券報告書等から(2019年からの早期適用可)、を予定している。
4. 今回の改正において特に注目されるのはいわゆる政策保有株式に関する開示である。個別の開示銘柄数の拡大(30銘柄→60銘柄)や保有方針及び保有合理性の検証方法、個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証内容の記載が求められる。さらに、固有株式数が増加した政策保有株式についてその理由の開示や、持ち合い先による自社の株式保有の状況の開示などが求められる点も興味深い。
5. 政策保有株式以外にも、経営方針や戦略に関する説明、リスクへの対応に関する説明、役員報酬関連や監査関連の開示拡充など、投資家をはじめとしたステークホルダーの関心が高い項目についての情報開示の拡充が今回の改正では求められる。今回の改正が企業と投資家との相互理解を深め、コーポレートガバナンス改革が一層進化することにつながると期待される。

I. 2019年3月末決算企業の有価証券報告書から記載内容を一部改正

1. 「企業内容等の開示に関する内閣府令」の改正案が公表される

金融庁は2018年11月2日、「企業内容等の開示に関する内閣府令」の改正案を公表するとともに、当該内容についてのパブリックコメントの募集を、同年12月3日12時までを期限として始めた。今回の改正案は、2018年6月のコーポレートガバナンス・コードの改訂過程での議論や、同年6月に公表された金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループの提言内容などを踏まえ、有価証券報告書等で開示が求められている『コーポレート・ガバナンスの状況等』の記載内容を中心に改正するものである。

2. 改正案の概要

今回公表された改正案の概要は以下の通りである（図表1）。

(1) 財務情報及び記述情報の充実

- ① 経営方針・経営戦略等について、市場の状況、競争優位性、主要製品・サービス、顧客基盤等に関する経営者の認識の説明を含めた記載を求める
- ② 事業等のリスクについて、顕在化する可能性の程度や時期、リスクの事業へ与える影響の内容、リスクへの対応策の説明を求める
- ③ 会計上の見積りや見積りに用いた仮定について、不確実性の内容やその変動により経営成績に生じる影響等に関する経営者の認識の記載を求める

(2) 建設的な対話の促進に向けた情報の提供

- ① 役員の報酬について、報酬プログラムの説明（業績連動報酬に関する情報や役職ごとの方針等）、プログラムに基づく報酬実績等の記載を求める
- ② 政策保有株式について、保有の合理性の検証方法等について開示を求めるとともに、個別開示の対象となる銘柄数を現状の30銘柄から60銘柄に拡大

(3) 情報の信頼性・適時性の確保に向けた取組

- ① 監査役会等の活動状況、監査法人による継続監査期間、ネットワークファーム（業務提携関係にある会計事務所）に対する監査報酬等の開示を求める

図表 1 有価証券報告書『コーポレート・ガバナンスの状況等』改正案の概要

第4【提出会社の状況】	
1	【株式等の状況】
2	【自己株式の取得等の状況】
3	【配当政策】
4	【コーポレート・ガバナンスの状況等】
	(1)【コーポレートガバナンスの概要】
	<ul style="list-style-type: none"> ○ コーポレート・ガバナンスの基本的な考え方を記載の上、企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由 ○ 責任限定契約の内容の概要 ○ 特別取締役による取締役会の決議制度の内容 ○ 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（買収防衛策を策定している企業はその内容を記載） ○ 取締役に係る定款の定め、株主総会・取締役会決議 に関する事項、種類株式に関する事項、利益相反取引に関する事項
	(2)【役員の状況】
	(これまでの記載内容に加え)
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 社外取締役又は社外監査役の数及び提出会社との人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係 ○ 社外取締役又は社外監査役が果たす機能・役割、独立性の基準・方針の内容、選任状況に関する考え方 ○ 社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係 ○ (社外取締役を選任していない場合)社内体制及び理由
	(3)【監査の状況】
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 監査役監査の状況 <ul style="list-style-type: none"> ・ 監査役監査の組織、人員及び手続 ・ 監査役及び監査役会の活動状況 ○ 内部監査の状況等 <ul style="list-style-type: none"> ・ 内部監査の組織、人員及び手続 ・ 内部監査、監査役監査及び会計監査の相互連携 ○ 会計監査の状況 <ul style="list-style-type: none"> ・ 監査公認会計士等が監査法人の場合 監査法人の名称、業務を執行した公認会計士の氏名 補助者の構成 継続監査期間 ・ 監査公認会計士等が公認会計士の場合 公認会計士の氏名、補助者の構成、監査証明の審査体制 継続監査期間(7会計期間を超える場合) ・ 監査公認会計士等を選定した理由 (選定方針、業務停止処分の状況を含む) ・ 監査公認会計士等の異動に関する事項 ・ 監査役及び監査役会が監査公認会計士等又は会計監査人の評価を行った場合、その旨及びその内容 ・ 監査報酬の内容等 <ul style="list-style-type: none"> - 監査公認会計士等の報酬の内容、非監査業務の内容 - 監査公認会計士等と同一のネットワークに属する組織に対する報酬(重要性の乏しいものを除く)、報酬を記載した非監査業務の内容 - その他重要な報酬の内容 - 監査報酬の決定方針 - 監査役会が監査報酬に同意した理由
	(4) 役員の報酬等
	(5) 株式の保有状況

(出所) 金融庁資料より野村資本市場研究所作成

3. 建設的な対話の促進に向けた情報の提供」関連は2019年3月末本決算企業より適用

今回の改正案の実施時期については、上記(2)の「建設的な対話の促進に向けた情報の提供」欄に記載の項目等は、2019年3月31日以後に終了する事業年度に係る有価証券報告書（すなわち、決算期末が2019年3月末日の企業による同期の有価証券報告書¹⁾）等からを予定している。そして、(1)財務情報及び記述情報の充実、および(3)情報の信頼性・適時性の確保に向けた取組に関する記載項目等は、2020年3月31日以後に終了する事業年度に係る有価証券報告書等から（ただし、2019年3月31日以後に終了する事業年度に係る有価証券報告書等から早期適用可）、を予定している。

II. ガバナンス改革のさらなる促進につながることを期待

1. 有価証券報告書等の「コーポレート・ガバナンスの状況等」記載内容が拡充される

従来、有価証券報告書等の第4「提出会社の状況」に記載されている「コーポレート・ガバナンスの状況等」は、(1)コーポレート・ガバナンスの状況と、(2)監査報酬の内容等の2節で構成されていたが、今回の改正が行われると、これが、(1)コーポレートガバナンスの概要、(2)役員状況（従来は独立した項目）、(3)監査の状況、(4)役員の報酬等、(5)株式の保有状況の5節立てとなり、記載内容もそれに合わせ拡充されることになる。

2. コーポレートガバナンス改革のさらなる進化につながることを期待される

我が国のコーポレートガバナンス改革はこれまで一定の成果を上げてきたと評価されるものの、引き続き、我が国企業の国際競争力や我が国株式市場のプレゼンスのさらなる向上のための取り組みが必要と考えられる。今回の有価証券報告書等の記載内容の改正により、コーポレートガバナンス改革の実効性を高める上で注目される役員報酬や、昨今目立つ企業不祥事の観点から注目される監査の状況、引き続き関心の高い株式持ち合い（政策保有株式）の状況に関する開示など、ステークホルダーの関心の高い項目についての情報が拡充されることが期待される。

特に、政策保有株式（投資株式²⁾については、以下のように開示内容が拡充される点が注目される。

投資株式のうち、保有目的が純投資目的である投資株式と、純投資目的以外の目的である投資株式について、これまでの銘柄数及び貸借対照表計上額の合計額の記載に加え、①

¹ 3月15日や3月20日に決算期末を迎える企業が存在するが、それらの企業の場合は2020年3月期の有価証券報告書からの記載となる。

² 投資株式とは、提出会社の最近事業年度に係る貸借対照表に計上されている投資有価証券（財務諸表等規則第32条第1項第1号に掲げる投資有価証券及びこれに準ずる有価証券をいい、提出会社の所有に係るもので保証差入有価証券等の別科目で計上されているものを含む）に該当する株式のこと（ただし、提出会社が信託財産として保有する株式を除く）。

両者の区分の基準や考え方、②保有方針及び保有合理性の検証方法、③個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証内容の記載が求められる。

また、④保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式を上場株式と非上場株式に区分し、当該区分ごとに、銘柄数及び貸借対照表計上額の合計額など従来の開示内容に加え、前事業年度と比較して株式数が増加した銘柄数、株式数の増加に係る取得価額の合計額及び増加の理由、並びに、株式数が減少した銘柄数及び株式数の減少に係る売却価額の合計額の開示も求められる。

さらに、⑤保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式（退職給付信託など議決権行使権限を有する「みなし保有株式」を含む）のうち、個別開示の対象となる銘柄について、対象となる原則を、現在の「簿価が資本金の1%を超える、もしくは簿価で上位30銘柄となる、保有目的が純投資以外の目的である投資株式」から、同上位60銘柄に拡大するとともに、⑥開示内容について、従来からのものに加え、提出会社の経営方針・経営戦略等、事業の内容及びセグメント情報と関連付けた定量的な保有効果（定量的な保有効果の記載が困難な場合は、その旨）、株式数が増加した理由（最近事業年度における株式数とその前事業年度における株式数より増加した銘柄に限る）、当該株式の発行者による提出会社の株式の保有に関する情報（すなわち、持ち合い先による自社の株式保有の状況）の開示などが求められる。

今回の改訂をコーポレートガバナンス改革のさらなる進化につなげるためには、企業側の開示や説明が形式的、画一的なものに留まらず、より本質的で独自性のあるものとなることが肝要である。それとともに、情報の受け手であるステークホルダー、特に機関投資家がこれらの開示情報を有効に利用し、企業との対話の深化を進めることも必要である。そのためには、スチュワードシップ・コードやコーポレートガバナンス・コード等において両者が期待される活動について、「実施しているか、実施していない場合はその理由を説明する」という、『コンプライ・「オア」・エクスプレイン』ベースから一歩進んで、「自らがコーポレートガバナンス改革の実効性を高める上で何を考え、その実現に向け何を行っているかを積極的に開示、説明」する、『コンプライ・「アンド」・エクスプレイン』をベースに実施することにより、両者の相互理解が深まることが期待される。